

## 消費者庁長官談話

本日、食品表示法に基づく、食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行されました。これまで一部の加工食品のみに義務付けられていた原料原産地表示について、全ての加工食品を対象にし、原材料として表示されている重量割合上位 1 位の原料を、原則として国別重量順で表示する新たな制度が開始され、大きな転換点となりました。これにより、消費者は、原料の原産地について、これまでよりも充実した情報を得ることが可能となり、新たな制度が消費者の自主的かつ合理的な食品選択に大きく貢献することを期待しています。

加工食品の原料原産地表示制度の拡大の検討については、食品表示法制定時の検討会において、積み残しの課題として平成 24 年 8 月に公表された「食品表示一元化検討会報告書」に位置付けられ、平成 27 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」において「順次実態を踏まえた検討を行う」こととされました。このような中、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を平成 28 年 1 月から同年 11 月までの全 10 回にわたり開催し、幅広く検討を行いました。本検討会では、加工食品の原料原産地表示制度の今後の対応方策について幅広く検討するとともに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、全ての加工食品への導入に向けた実行可能な方策は何かという観点を踏まえた検討が行われました。

これらの議論を踏まえ、平成 28 年 11 月に公表された「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」では、全ての加工食品について、重量割合上位 1 位の原料の原産地を義務表示の対象とすることとされました。

その後、消費者庁において、食品表示基準（内閣府令）の一部改正案を作成し、平成 29 年 3 月に消費者委員会へ諮問したところ、同年 3 月から同年 7 月までの全 5 回にわたり消費者委員会食品表示部会において議論された上で、一定の前提条件のもと消費者庁からの諮問案が適当である旨、平成 29 年 8 月に消費者委員会から消費者庁に答申がなされました。

今後は、消費者庁としては、あらゆる機会を通じて、表示義務者となる事業者等への丁寧な説明と、表示により情報を受け取る消費者に対して制度の普及啓発活動を行っていくこととしています。引き続き、新たな加工食品の原料原産地表示制度を含めた食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するよう、制度の円滑な運営を図っていきたいと思います。